令第百二十九条の二の四第二項第三号の認定に係る評価	四十一万円
令第百二十九条の二の六第三号の認定に係る評価	四十一万円
令第百二十九条の四第一項第三号（令第百四十四条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の認定に係る評価	五十一万円
令第百二十九条の八第二項の認定に係る評価	三十一万円
令第百二十九条の十第二項の認定に係る評価	四十一万円
令第百二十九条の十第三項第一号に掲げる安全装置の機能を確保することができるものであることを確かめる場合	七十二万円
令第百二十九条の十第四項の認定に係る評価　令第百二十九条の十第三項第二号に掲げる安全装置の機能を確保することができるものであることを確かめる場合	三十一万円
令第百二十九条の十二第一項第六号の認定に係る評価	七十二万円
令第百二十九条の十二第二項の認定に係る評価	五十一万円
令第百二十九条の十二第五項の認定に係る評価	四十一万円
令第百二十九条の十三の二第三号の認定に係る評価	四十一万円
令第百二十九条の十三の三第十三項の認定に係る評価（令第百二十三条第三項第二号の認定に係る評価を併せて行う場合を除く。）　外気に向かつて開くことのできる窓又は最上部を直接外気に開放する排煙風道を設けるもの	四十一万円
排煙機を設けるもの	四十五万円
右に掲げるもの以外のもの	五十九万円
令第百二十三条第三項第二号の認定及び令第百二十九条の十三の三第十三項の認定に係る評価　外気に向かつて開くことのできる窓又は最上部を直接外気に開放する排煙風道を設けるもの	四十一万円
排煙機を設けるもの	四十五万円
右に掲げるもの以外のもの	五十九万円
令第百二十九条の十五第一号の認定に係る評価	四十一万円
令第百三十七条の十第四号の認定に係る評価	九十五万円

令第百二十九条の二の五第二項第三号の認定に係る評価	四十万円
令第百二十九条の二の七第三号の認定に係る評価	四十万円
令第百二十九条の四第一項第三号（令第百四十四条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の認定に係る評価	五十万円
令第百二十九条の八第二項の認定に係る評価	三十万円
令第百二十九条の十第二項の認定に係る評価	四十万円
令第百二十九条の十第三項第一号に掲げる安全装置の機能を確保することができるものであることを確かめる場合	七十万円
令第百二十九条の十第四項の認定に係る評価　令第百二十九条の十第三項第二号に掲げる安全装置の機能を確保することができるものであることを確かめる場合	三十万円
令第百二十九条の十二第一項第六号の認定に係る評価	七十万円
令第百二十九条の十二第二項の認定に係る評価	五十万円
令第百二十九条の十二第五項の認定に係る評価	四十万円
令第百二十九条の十三の二第三号の認定に係る評価	四十万円
令第百二十九条の十三の三第十三項の認定に係る評価（令第百二十三条第三項第二号の認定に係る評価を併せて行う場合を除く。）　外気に向かつて開くことのできる窓又は最上部を直接外気に開放する排煙風道を設けるもの	四十万円
排煙機を設けるもの	四十四万円
右に掲げるもの以外のもの	五十八万円
令第百二十三条第三項第二号の認定及び令第百二十九条の十三の三第十三項の認定に係る評価　外気に向かつて開くことのできる窓又は最上部を直接外気に開放する排煙風道を設けるもの	四十万円
排煙機を設けるもの	四十四万円
右に掲げるもの以外のもの	五十八万円
令第百二十九条の十五第一号の認定に係る評価	四十万円
令第百三十七条の十第四号の認定に係る評価	九十四万円